

午前11時1分 開議

議長（成田政彦君） おはようございます。ただいまから平成15年第1回泉南市議会定例会継続会を開議いたします。

直ちに本日の会議を開きます。出席議員が法定数に達しておりますので、会議は適法に成立いたしました。

これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において14番 南 良徳君、15番 堀口武視君の両君を指名いたします。

この際お諮りいたします。本日上程予定になっております日程第41、議員提出議案第1号 泉南市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について、及び日程第46、議員提出議案第6号 イラク問題の平和的解決を求める決議については、いずれも諸般の事情により提出者よりそれぞれ撤回したい旨の申し出がありました。

つきましては、本2件については撤回するとともに、本日の日程より削除することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（成田政彦君） 御異議なしと認めます。よって、本2件についてはいずれも撤回し、日程より削除することに決しました。

次に、日程第2、議案第16号 泉南市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第14、議案第28号 泉南市下水道条例の一部を改正する条例の制定についての以上13件を一括議題といたします。

ただいま一括上程いたしました泉南市手数料・使用料条例の一部を改正する各条例13件につきまして、委員長の報告を求めます。使用料・手数料に関する審査特別委員会委員長 東 重弘君。東委員長。

使用料・手数料に関する審査特別委員長（東 重弘君） 皆さんおはようございます。ただいまから議長の命を受けまして委員長報告をさせていただきます。

これより過日の本会議において、本特別委員会に付託を受けました泉南市手数料条例の一部を改

正する条例を初めとする使用料・手数料条例の一部を改正する各条例13件につきまして、その審査の概要並びに結果の報告を申し上げます。

なお、審査の結果につきましては、本日皆様方のお手元に御配付いたしております特別委員会審査結果報告書のとおりでございますので、御参照いただきたいと思います。

さて、本審査特別委員会の審査に付されました使用料並びに手数料条例の一部を改正する各条例13件につきましては、過日の3月14日、委員並びに市長以下関係理事者の出席のもと開催し、慎重なる審査を行いました。

また、審査に際しましては、各委員から広角な範囲において熱心なる質疑がございましたが、本特別委員会における会議の記録は、事務処理完了後、速やかに作成保存いたしたいと存じますので、その点あらかじめ御了承のほど、よろしく御願ひ申し上げます。

それでは、主な質疑について御報告申し上げます。

まず初めに、今回の使用料、手数料の見直しを長期間据え置いてきたことについて、その理由を示せとの問いに、公共施設の使用料見直しについては、長期間にわたりコストの積算並びに利用と負担の関係が明確化せず、これまでそのルールづくりをしていなかったとのことであり、今回の見直しに当たっては、全庁的な見直しを図ることを基本とし、その料金の見直しについては、市民の方々には負担が多くなるものであるが、受益と負担の関係とコストの算出根拠を明らかにし、その負担の一部を求めるといふものであるとのことでした。

また、長期間据え置き、市の財源不足ということであるが、現在のデフレ基調の経済の中で、こういう時期になぜ料金を見直しをするのかとの問いに、現在、市の財政は非常に厳しい状況であり、その中で限られた財源を有効に活用していくということから、今回の見直しにおいて受益と負担の関係をより適正にし、その利益を受ける方から一定の負担をいただく、この関係が今まであいまいになっていたこと。

また、コストと実際の料金との関係において相

当乖離しているということでもあり、今回の見直しにおいては、現況経済不況に伴う物価等の下落傾向の中であるが、見直しをし、市民負担分については、結果的には大部分が値上げとなったが、その中で負担をしていただく市民の方々には、できるだけそのコストの積算根拠を示し、費用と負担の関係を説明し、見直しについて御理解をいただけるように努めていくとのことでした。

次に、不況に伴い市民生活が大変なこの時期になぜ改正を行うのかとの問いに、景気の低迷が続く、市民生活にあっては大変であるということは承知しているが、一方で市の財政状況が非常に厳しい中、一定の受益を受ける方々にそのコスト負担を願わないと、結果として受益を受けない方々の税も、その費用に投入することとなるという考え方をもとに見直しをしたものであり、見直しについては、今後長期間放置せず、一定期間でもって見直しを図りたいとのことでした。

次に、長年見直さず今回一定の整理をし、今後、一定年次をもって改善をしていくという考え方は評価できるが、近年改正したものはこの中に含まれていないと思われるが、他の使用料、手数料との整合性を考えるとき、なぜこれも含めて検討しなかったのか、その考え方を示せとの問いに、今回の改正に当たっては、施設の維持管理、事務経費の負担を願うことでコストを算出したものであり、その中で3年を経過してないもの、あるいは地価の上昇が見込めなかったもの、また府下統一料金であるもの、他市との均衡、政令等に基づくものは見送ったとのことであり、これらの見直しについては、次期の見直し時に検討するとのことでした。

また、受益者に対する減免措置について、その考え方を示せとの問いに、従前、社会教育団体及び社会福祉団体等については、活動の中で貢献等により措置を行っていたが、公平性を欠くとの意見もあり、またこれまでその運用が不明瞭であったので、今回の見直しに当たっては、社会事業活動内容等を基準に減免規定の見直しも行ったとのことでした。

その中で社会的弱者に対する減免については、一定条例等には規定をしているが、その施設を利

用する立場から考えれば皆同じ立場であり、公益性・公共性の中で、その利用内容については減免を考えていきたいとのことでした。また、市の補助団体と減免については、一定補助金との関係において一定検討する必要があるのではないかとこの意見がありました。

次に討論では、まず賛成討論として、今回の使用料、手数料の見直しについては、財政上の問題も無論のこと、これらの位置づけもされ、財政の健全化における重要な取り組みであるとされており、また公の施設である以上、特定のサービスを受ける人が、その受益者として当然その範囲の使用料を負担し、その受益の範囲で利用する市民の方々が、利用しない市民との公平性を考慮することが大切であるとのこと、今回この受益者負担のあり方や必要性が整理されており、なおかつ全庁的に見直されたことに対しては評価をするとのことであり、その見直し方法についても受益者に対するサービスコスト、コスト算定基礎等を詳細に説明がなされ、その中において今後の施設の効率的な維持管理コストについても、削減の努力と定期的な見直しにより、適正な料金体系が構築されんことを期待するものであるとのことであり、またその施設についても利用者の利便性を考慮し、使用区分等においても利用しやすい施設運営であるということについても、行政の一定の努力も見られるが、現在の社会経済情勢を見ると、大変な不況のときに結果として利用者の方々に負担増を願うことになるが、市全体として納税者の中での税の公平負担という観点からも、厳しい財政状況の中、貴重な財源確保と市民サービスの向上に努められることを期待するとの討論。

あわせて、今日の料金見直しはあくまでも財政健全化計画の一環として、これまでの料金設定のあり方の整理については理解と評価をしているが、しかし昭和31年より改正を見送ってきた経緯を見たとき、今日の苦しい経済状況の中でなぜとの疑問が生じることは否めないが、今日の市の財政状況は、経済状況と同様に非常に苦しいものであり、その財政健全化計画の目標が財政の黒字化を図ることからすれば、この改正は避けて通れない1つの課題であるが、今日のような議論を財政健

全化計画策定時に行っておれば、今提起されている議会の意見も取り入れられたのではなかったかと非常に残念に思うものであり、個別に見ても市民負担を願わなければならないことは大変心苦しい思いであるが、今後は行政として種々考慮し、議会と市民の意見を十分に取り入れる努力を願うとの賛成討論がありました。

片や、この問題は非常に市民生活に直結するものが大半であり、中でも減免問題を初めとして他の件についても、もっと慎重により一層の審議が必要であると思われるものであり、本件については、継続審査にされたいとのことであります。

また、市民生活が大変なときに、負担の増大については反対の立場であるが、結論を出すことはまだ早いと思われる部分があるとのことで継続審査にすべきとの考えが示され、さらに市の財政状況が非常に厳しい状態に陥っていることはよくわかるが、非常に厳しい今の社会状況の中で、市民に痛みを感じさせていいのかとのことであり、この問題について見直せるところは、再度見直しを図ってもよいと思われるものであり、今後も審査を要するとの思いがあるので、継続審査に付すべきとのそれぞれの討論がされました。

かくして、採決の結果、本13件については、いずれも今後、さらなる審査を要するものとして、起立多数をもって閉会中の継続審査に付すことに決しました。

以上が本特別委員会に付託を受けました泉南市手数料条例の一部を改正する条例を初めとする各13件に対する審査の経過と結果でございます。

以上、甚だ簡単ではございますが、私の報告とさせていただきます。ありがとうございました。
議長（成田政彦君） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

これより一括して討論を行います。討論ありませんか。大森君。

4番（大森和夫君） 日本共産党を代表しまして、継続審議に賛成の立場で討論を行います。

今回の約80項目、総額7,000万円にも及ぶ公共料金の値上げは、不況とリストラの中、市民をさらに苦しめるものであります。1,500を越

える反対署名が短期間に集まるのも、このような生活実態を反映したものであります。むだな大型公共事業をやめ、財政再建を図り、不況で苦しむ市民を守るため、福祉、教育、サービスの充実を図ってほしい、これが泉南市民の願いであります。

ところが、向井市長が行っていることは、財政再建どころか4年連続の赤字決算、農業公園を初めとするむだな大型公共事業を進め、さらにみずから決めた財政再建計画の約束を破り、イオン、府言いなりの信達樽井線の整備を計画してます。

これら財政再建の失敗のツケを全く責任のない市民に押しつけるのが今回の公共料金の値上げであります。向井市長は、値上げの理由に、長年にわたり公共料金の見直しがなかったためだと言っております。こんな安易な理由で市民生活にかかわる値上げが許されるでしょうか。長年にわたり公共料金の値上げが行われなかったのは、住民サービスの充実を図るために頑張ってきた市職員の努力の結果であり、同時に市民の立場に立ち、値上げ問題の議論をしてきた議会の結論であります。これらの経過を無視した値上げの理由に、市民は納得しないでしょう。

値上げの中身にも幾つかの問題があります。1つ、福祉団体が福祉施設を利用するような際にも使用料、利用料を取ること。2つ、すべての使用料、手数料を見直しときながら、旧同和関連施設にかかわるものは見直しの対象から外されていること。3つ、市民健康診査、留守家庭児童会の有料化は議会の承認が要らないということで、十分な議論が保障されていないこと。そして、一方的に値上げを決めたこと。4つ、公共料金の見直しに受益者負担の考え方が導入されているが、最も受益者負担の原則に従って厳正に処理されなければならない高額滞納者の対策については、甘い姿勢が改善されていないこと。

以上の点をさらに徹底的に議論することを要求する上で、継続審議を決めた委員長報告に賛成の討論といたします。御清聴ありがとうございました。

議長（成田政彦君） ほかにございませんか。

真砂議員。

21番（真砂 満君） 泉南市手数料条例の一部

を改正する条例と使用料・手数料条例の一部を改正する各条例13件について、継続審査に反対の立場で討論をいたします。

特別委員会を設置され、本使用料、手数料関係の条例改正を審議されたわけですが、今回の改正ポイントは、昭和31年より抜本的に見直しをしてこなかったという反省の中、コストの積算並びに利用と負担の関係を明確にし、受益者に対する減免措置についても考え方を整理し、運用するものであります。また、今回の改正では、激変緩和措置や他市との均衡にも一定の配慮がなされていると判断をいたします。そういった意味では、このような整理の仕方が今日まで放置され、運用されてきたことが問題視されなくてはならないのかもしれない。

しかしながら、長年放置してきた反省の中で数多くある使用料、手数料について、各項目の積算をされ、取りまとめをされたことを評価したいと思います。ただ、一部積算に対する考え方の違いや、減免措置の実施時期については意見を異にする部分もございますが、次回の見直し時にはそういった考え方についても再考願えればと、要請をしておきたいと思っております。

私は、今回の改正で強く感じたことは、財政健全化計画の策定時期において、もっと議論を図るべきであったと改めて言明をしておきたいと思っております。総論を賛成して、各論になると反対することは、物事の問題意識のなさにもつながりますし、責任を果たすという観点から見ても、首をかじげざるを得ないと考えます。

私たち議員は、当然市民の皆さんの動向を敏感に把握し、市民の代弁者として議会ですべて活動してはいますが、場合によれば市民の皆さんに苦しい胸のうちをもさらけ出し、理解を願わなければならないこともあります。経済情勢がこれほどまでに厳しい時代背景の中、見直しの名のもとで実質的な値上げは正直心苦しいところではありますが、だからといってこのまま放置すればよいということにもなりません。

既に財政健全化計画はスタートをいたしておるわけでありまして。行政には常日ごろから行政執行されているそれぞれについて精査され、考え方を

整理する中で、議会や市民に対し説明をし、意見を聞く姿勢を持っていただけるよう改めてお願いを申し上げたいというふうに思います。

今回の改正問題では、議員それぞれお互い苦しいイエス、ノーになるかもしれませんが、今大事なことは、明確な方向づけではないでしょうか。そういった意味で、継続審査に反対をし、一定の結論を見出したいというふうに思います。そういった意味で継続審査の反対を表明いたしたいと思っております。

議長（成田政彦君） ほかにございませんか。

以上で本13件に対する討論を終結いたします。

ただいまの本13件に対する委員長の報告は、いずれも閉会中の継続審査であります。なお、委員長から本13件については、会議規則第103条の規定によりお手元に御配付いたしております閉会中の継続審査の申し出がありました。

これより議案第16号から議案第28号までの本13件を一括採決いたします。

本件は、委員長の報告及び申出書のとおりいずれも閉会中の継続審査に付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（成田政彦君） 起立多数であります。よって議案第16号から議案第28号までの本13件は、閉会中の継続審査に付することには、いずれも可とすることに決しました。

次に、日程第15、請願第1号 地元経済を破綻させるイオングループ（ジャスコ）の誘致と65億円もの関連道路建設計画の白紙撤回を求める請願を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。産業建設常任委員会委員長 井原正太郎君。井原君。

産業建設常任委員長（井原正太郎君） 議長より報告の旨の指名を受けましたので、ただいまから去る3月13日の本会議におきまして本常任委員会に付託を受けました請願第1号、地元経済を破綻させるイオングループ（ジャスコ）の誘致と65億円もの関連道路建設計画の白紙撤回を求める請願について、審査の経過並びに結果の報告を申し上げます。

以下、審査経過の概要につきまして御報告申し上げます。

本常任委員会は、去る3月17日、委員及び市長以下関係理事者の出席のもとに開催し、慎重に審査を行いました。

まず初めに、イオン出店に関し、内陸部とのアクセス道路の整備が出店の条件となっており、その後、信達樽井線と具体的に示されたことについて、その間の経過を示せとの問いに、当初、書類上では内陸部とのアクセス道路の整備が条件とされているが、その後、協議を進めていく中で、信達樽井線の名称が出され、本市としても、出店に際して大きな条件であるとの認識に立って、信達樽井線の整備を中心に協議を進めてきたとのことでした。

次に、ミニコミ紙の記事の中で市長が、イオン出店に際し、本市が周辺道路の整備やその整備の見通しがついた旨の発言をしていることについてその説明をせよとの問いに、信達樽井線については、既に都市計画道路として事業認可を受け、事業実施中であり、市としても早期に開通する必要があるが、今回、大阪府から財政上の支援等を受けることが確認されたため、事業実施に向けスピードアップの見通しがついたためのものであったとのことでした。

また、信達樽井線建設に伴う市の財政負担について、どのような試算がされたのかとの問いに、今回の試算については、出店に係る資料等の情報が非常に少なく、また不確定な要素も多い中で、現在、市が持ち合わせている情報をできる限り反映し、財政課に指導を受けつつ、政策推進課において試算を行ったとのことでした。

また、今回の事業費に係る償還については、市は起債の償還を3年間の据え置き、30年償還で試算を行っているが、その間、イオンが撤退せずに営業を続けるという保障があるのかとの問いに、大阪府との仮契約の時点において20年間の定期借地の契約が交わされ、さらに10年間の営業を続けることを覚書の中で交わされているので、契約による20年間と覚書による10年間、合わせて30年間の営業は保障されるのではないかとのことでした。

次に、泉南市商工会及び泉南市商店会連合会からイオン出店について要望書が出されたが、これら市内の商工業者への説明をどのように行ったのかとの問いに、イオン出店が新聞報道で報じられた時点で、これら団体には報告をしており、連絡を密にとり協議を重ねてきたが、市としても大阪府と連携しながら、今後は、イオンへの地元商業者の出店希望があれば、支援を行っていくとのことでありました。

次に、大阪府と本市との間で覚書を締結しているが、その内容について示されたいとの問いに、本覚書の中の「特段の配慮」とは、府貸付金の公社保有の評価損の部分まで貸し付けをしてもらうことであり、各種の補助金、特別交付税についても、本市が財政再建準用団体に陥る危険が生じた場合については、これらの覚書に基づいて、大阪府から財政上の支援を受けられることになっているとのことでありました。

次に、信達樽井線の事業実施に係る財源内訳と償還の見通しを示せとの問いに、イオン関連の税収が入ってきた場合でも、償還のピーク時には約5億円の財源不足が生じるが、このことが即財政再建準用団体に転落するのではなく、仮にその危険が生じた場合においても、大阪府との覚書に基づいて財政支援を受けられるように協議を行ったとのことでありました。

また、起債の償還についての試算を行うにあたっては、現在の利率は0.9%であるが、市としては1.0%で試算し、30年の据え置きの場合についても、利率を現在の1.3%に対して1.5%で試算を行い、その結果、15年償還では約3億円の利息が生じ、30年償還の場合では約5億7,000万円の利息が生じるが、このまま事業を行わなかった場合の土地開発公社の利息分約10億5,000万円の負担額とを比べると、事業の実施を行うことの方がメリットが多いと考えているとのことでありました。

また、本事業の実施が財政健全化計画に影響を及ぼすのではないのかとの問いに、信達樽井線の事業実施については、健全化計画のフレームを壊すことなく実施ができるよう大阪府にも申し入れており、本市の経常収支・起債制限比率への影響

は少なく、また一方でイオン関連の税収も見込まれるため、健全化計画に与える影響は少ないと考えているとのことであります。

次に、イオン出店に係るりんくうタウンの今後の税収見込みを示せとの問いに、市内の類似した物件や先進事例である倉敷市を参考に試算を行い、土地に係る税収は、定期借地のため大阪府からの交付金を、家屋に係る税収については、倉敷市の例を参考に固定資産税と都市計画税の合わせた額を、償却資産についても同様に倉敷市の事例を参考に算出しており、このほかイオン出店に際しても、今後、りんくうタウンに進出するであろう企業の税収も考慮して、毎年1億円から1億2,000万円程度の税収を見込んでおり、税収見通しでは、平成27年度までは市としても過大な税収の見込みを避けるため、イオン関係の波及効果以外は見込んでいないとのことであります。

また、イオン出店について、市はプラス面ばかりを強調し、一方のマイナス面についての議論が十分にされていないのではないかと問いに、イオンの出店については、メリット、デメリットの両面があるが、特にマイナス面として考えられるものは、地元商店街への影響があり、市としても地元商店街の不安の解消を図るため十分な説明、協議を行い、地元からの要望、ニーズを取りまとめた上で、市が行うべきこと、また大阪府に対して要望すべきものがあれば、市としても要望していくとのことであります。

また、イオンの出店について、市は雇用の創出が生まれると強調するが、一方でサティの閉鎖や地元の商店の閉鎖等で新たな雇用も相殺されるのではないかと問いに、今回のサティの閉鎖により約300人が解雇されるが、新たにジャスコの開店により約1,500人程度の雇用があると思われる、市内を中心に今以上の雇用の創出があるのではないかとのことでした。

次に、今回の出店については、分譲ではなく、定期借地での出店となるが、大阪府の分譲から定期借地による企業誘致への方針転換によって、市内の土地取引にも影響が出ていると聞かすが、市の考えを示せとの問いに、本市では、工場立地ライブラリーを実施しているが、りんくうタウンの定

期借地方式による内陸部の土地売買への影響も少なからずあるとのことは認識しているが、今後、定期借地方式によりりんくうタウンが活性化することで内陸部への波及効果も考えられ、また資産を確保するために土地を買う企業も出てきている中で、市としても、今後は既存市街地の活性化と雇用の創出のための施策を検討していくとのことであります。

次に、大店立地法について、イオンが出店に向けて手続を進めているが、出店までの間、市としてもイオンと地元の間に入って調整等を行うつもりはあるのかとの問いに、従来の大店法の需給調整というものから、周辺地域の生活環境の保持へと変わった中で、地元への説明会や地元の意見を聞くという場もあり、今後は、市としても機会あるごとに地元事業者や市民の意見を取りまとめた上で、イオンに対し意見、要望を述べていくとのことであります。

次に、覚書の中に、イオン出店に際して、信達樽井線の整備以外にも地元商店街の支援等も盛り込むべきではなかったのかとの問いに、今回、市に対して2団体より要望書が出されているが、今後、市としても、地元への説明を実施する中で、地元商店街の要望を取りまとめ、市ができること、大阪府に要望すべきことを十分に精査し、改めて大阪府に要望すべきことを取りまとめていきたいとのことであります。このことについて、地元商店街の不安を解消するためにも、地元との調整を先に行い、イオンに対して問題解決の要望を行うべきではなかったのかとの指摘がありました。

次に、信達樽井線が開通することによるりんくうタウンの活性化を今後どのように考えているのかとの問いに、信達樽井線の開通によって、より一層立地条件が改善されるため、いつごろにその効果があらわれるかはわからないが、企業立地の促進には効果があるとのことでした。

また、イオンの出店に際し、周辺道路の混雑等に影響はないのかとの問いに、大阪府警とイオンにおいて協議がなされており、進入路の位置や箇所、駐車場の位置、収容台数等の検討がされており、あわせて開店に当たっての周辺道路の交通量調査もイオンが行うとのことであり、市としても、

大阪府に対し5号踏切や男里浜地区の外周道路の整備などを要望していきたいとのことでした。

次に、信達樽井線の用地補償額の54億円の内訳とその算出根拠について示せとの問いに、用地補償額の内訳については、過去に実施した予備的調査の結果をもとに概算で積算しており、その内訳として、土地開発公社の17億円と大型工場の用地補償費と整備区間内の個人の用地補償費を含めた合計額であり、15年度中にさらに詳しい調査を実施していくとのことでした。

以上で本件に対する質疑を終結し、討論に入りました。

討論の中で、まず今回の本常任委員会の中での質疑を踏まえて、まだまだ商工業者及び消費者、市民に対して説明をしなければいけない点もあり、また泉南市商工会及び泉南市商店会連合会からも厳しい要望が提出されており、これらの要望にも対応する必要があり、中でも商工会においては、土地の賃借については一時保留の旨の要望も含まれており、これらのことを勘案すると、本請願については、市民の要望も聞きながら、本市の将来的なことを考えていく必要があると思われることから、本請願については継続審査に付すべきであるとの討論があり、またあわせて、これまでの議論を通して資料不足の点もあることから、今後のまちづくりにおいて間違いのない選択ができるように、時間をかけて慎重に議論するべきであると考えられ、本請願については継続審査に付すべきであるとの討論がありました。

片や、本常任委員会では十分な議論がされており、本請願を継続審査に付することは、問題を先送りすることになり、国や府との協議がある中で結論を先送りすることは、機会を失する可能性があり、本請願に反対であるとの討論がありました。

かくして、採決の結果、本請願については、閉会中の継続審査に付すべき委員と、不採択とすべしとの委員とが同数となり、私、委員長採決の結果、本請願については、お手元に御配付いたしております閉会中の継続審査申出書のとおり、引き続き閉会中の継続審査に付することに決しました。

以上、甚だ簡単でございますが、本常任委員会に付託を受けました請願第1号に対する審査の経

過並びに結果の報告といたします。

以上であります。

議長（成田政彦君） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

真砂議員。

21番（真砂 満君） 請願第1号、地元経済を破綻させるイオングループ（ジャスコ）の誘致と65億円もの関連道路建設計画の白紙撤回を求める請願について、閉会中の継続審査に対し、反対の立場で討論いたします。

このイオングループがりんくうタウンに出店することと、それに伴う信達樽井線の問題は、今議会の大きな争点の1つでありました。代表質問や一般質問、また本請願、予算委員会でも取り上げられ、審議時間も十分尽くし、議論が図られてまいりました。現に過日の予算委員会では、この道路整備に係る予算については、修正案が提出され、委員会段階では修正可決を見ているところであります。

そういった状況の中、さらに議論を尽くし、継続審査することに合理性があるように思えません。請願趣旨は、イオンの進出と信達樽井線建設の反対であります。明確にこの2点について態度表明がされて出されている問題であるだけに、さきに述べました委員会結果とあわせて議会が判断をすべきであると考えます。そういった意味において、本請願の継続審査に反対をいたします。

議長（成田政彦君） ほかにございませんか。

和気議員。

19番（和気 豊君） 請願第1号、地元経済を破綻させるイオングループ（ジャスコ）の誘致と65億円もの関連道路建設の白紙撤回を求める請願について、閉会中の継続審査に付する産業建設常任委員会の決定に賛成の立場から、日本共産党泉南市会議員団を代表して賛成の討論をさせていただきます。

請願の審査当日までに1,528名の署名が寄せられました。また、泉南市商店会連合会、泉南市商工会からも地元商業に与える影響を考え、慎重な対処、契約の保留を求める要望書が出されました。いずれも正当でもっともな意見だと考えると

ころであります。この立場を踏まえ、討論をしてまいります。

まず第1に、請願の趣旨にもありますように、一般会計だけでも予算額をはるかに超える233億円の借金を一気に40億円も上積みする信達樽井線改良事業の市財政への影響は、昨年9月に策定した財政健全化計画を破綻させるのみか、元利償還が始まる19年以降、市民の暮らし、福祉、教育はもちろん、市民の長年の願いであり、先送りや放置されてきた老朽校舎の大規模改修や、和泉砂川駅前の交通安全対策、泉南聖苑計画の推進にはかり知れないマイナスの影響をもたらすことは避けられません。

第2に、なぜこれほどの市民生活や市民が要望するまちづくりに影響が出るにもかかわらず、府の事業化を求めず市が肩がわりするのか、これも納得のいかないところあります。

第3に、65億円の投資を4年間の短期間でしながら、その一方で財政健全化を口実に使用料、手数料の引き上げ、福祉、教育の切り捨てを強行する、一民間企業の立場に立ち、市民に冷たい逆立ち行政も何としても改めなければならないと考えます。

第4に、地元商業者の皆さんがこれだけ懸念を表明し、今後の対策を真剣に求められているのに、地元商業への影響や競合関係で閉店となり、失業される300人のサティの従業員の皆さんの処遇、交通混雑など周辺道路や地域の住環境への影響など事業を進める前に市がやらねばならないことが山ほどありますが、ほとんど手つかずの状態です。

今、問題を考えていくのに、必要な資料が議会にさえなかなか提出されなかった市の姿勢を考えたとき、もっと情報の開示、問題点の掘り下げなどに時間が必要ではないでしょうか。泉南市百年の大計にもかかわるこの道路建設が、市民こそ主人公の立場でさらに豊かな判断材料の提供がなされ、市民の皆さんにもっと時間をかけた議論が保障されるよう、継続審査に賛成の立場からの討論といたします。

議長（成田政彦君） ほかにございませんか。

以上で本件に対する討論を終結いたします。

ただいまの本件に関する委員長の報告は、閉会

中の継続審査であります。なお、委員長から、本件については、会議規則第103条の規定によりお手元に御配付いたしております閉会中の継続審査の申し出がありました。

これより請願第1号を採決いたします。

本件は、委員長の報告及び申出書のとおり閉会中の継続審査に付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（成田政彦君） 起立多数であります。よって請願第1号は、閉会中の継続審査に付することには可とすることに決しました。

1時まで休憩いたします。

午前 11時51分 休憩

午後 1時 1分 再開

議長（成田政彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第16、議案第30号 平成15年度大阪府泉南市一般会計予算から日程第35、議案第49号 平成15年度大阪府泉南市水道事業会計予算までの以上20件を一括議題といたします。

ただいま一括上程いたしました平成15年度泉南市各会計予算20件に関し、委員長の報告を求めます。予算審査特別委員会委員長 北出寧啓君。北出議員。

予算審査特別委員長（北出寧啓君） それでは、平成15年度予算審査特別委員会委員長報告を行いたいと思います。

ただいま議長より報告の旨の御指名を受けましたので、これより過日の本会議において、本予算審査特別委員会に付託を受けました平成15年度大阪府泉南市一般会計予算を初めとする各会計予算20件に関しまして、その審査の概要並びに結果の御報告を申し上げます。

なお、審査の結果につきましては、本日皆様方のお手元に御配付いたしております審査結果報告書のとおりでございますので、御参照いただきたいと思います。

さて、本特別委員会の審査は、去る3月18日から25日までの5日間にわたり、委員及び市長以下関係理事者の出席のもと開催し、各分野にお

いて慎重なる審査を行いました。

なお、審査に当たっては、各委員から広角なる範囲で活発かつ熱心な質疑が交わされましたが、その質疑の記録の報告は、会議録として提出させていただくことになっておりますが、事務整理の都合上、本日この場に提出することはできませんが、会議録調製、製本ができ次第、後日速やかに、皆様方のお手元に御配付させていただきますので、その点あらかじめ御了承賜りたいと存じますので、よろしく願い申し上げます。

つきましては、ただいま私が皆様方に御了承をお願いしたことを踏まえ、私からの審査報告は、各会計予算に対する討論及び採決の部分のみの御報告とさせていただきますので、その点御理解のほどよろしく願い申し上げます。

それでは、以上の点を踏まえてこれより報告をさせていただきます。

まず初めに、討論のあった会計でございますが、一般会計と各財産区会計及び下水道会計にあっては討論がございました。

なお、一般会計においては、お手元に御配付いたしております参考資料のとおり、平成15年度一般会計予算のうち信達樽井線改良事業費及び債務負担行為に関する部分の予算の一部を修正されたい旨の修正案が提出されました。

そのうち一般会計予算の討論の中にあって、まず修正案に対する討論として、イオンモールが進出してくる部分と結果的には論点となる信達樽井線については、現在事業化は簡単にはできないものが、このことにより進捗できることは非常に大事な点ではないか。

また、今後改めて予算計上するときは、それが今以上の膨大な市の予算が必要であり、果たして議会が承認できるかという問題も考えなければならないことであり、市の負担が非常に少なく済むということにおいては、20年、30年先の計の中で計画に付すべきであるのではないかということにおいて、修正案に対して反対であるとの討論がありました。

片や、今回のイオンモールの進出については、用地については定期借地となり、要望の1つである信達樽井線が本予算には改良事業費として計上

されており、この事業の事業計画の財源内訳を見ると、国庫補助のほか公債費比率に算入されない起債と府貸付金が40億円程度が計上され、この点有利な事業であるとのことであるが、いずれも借金には変わりがなく、大阪府のりんくうの分譲から定期借地への変換により、財政的には交付金で補てんされるが、乏しい自主財源のうち、都市計画税の放棄につながるのとことであり、質疑の中においてもこの事業については大阪府の指導があったことは明らかであり、定期借地における貸借期間の期間により、府と市に損得が生じる構図となり、我が国の現在の経済状況や土地神話の崩壊、税制度のあり方から見ても、現在のりんくうタウンの空き地36.9ヘクタールについても、今後も定期借地になることが明らかであり、現在の土地価格であってもその算定では年間約4,000万円の損失が見込まれ、将来の土地の値上がりやその期間の長さなどからしても、都市計画税の40億円程度の損失が容易に想定することができ、またこの事業については、都市計画税を徴収しない地域に都市計画道路を建設するという大きな矛盾が生じ、自主財源を放棄させられるときにその見返りを要求すべきであって、このことから本市の起債分や府貸付金に相当する額を大阪府が負担するのが相当と考えるということでした。

また、首池に対する債務負担行為についても、公社における評議員会や理事会における論議は十分ではなく、その事業費においても超概算であるとのことで同意できるものではないとして、修正案に賛成の討論がありました。

さらに、信達樽井線については、イオンモールがりんくうに進出する条件として、府に対しての条件として出されてきた道路であり、当然府がりんくうの土地処分にかかわってやらなければならない事業である。従来市場岡田線、榎井西岡田吉見線のときのように同じ轍を踏むものであり、当然大阪府企業局あるいは府からの多額の補助を受けられたわけであるが、今回は市が貸し付けを受けるもので、これが後年度に与える負担の大きさから見ても大変なことなの必至であり、ましてやこの道路の開通によってイオンが進出してくると、その商圏に入る商業者、小売店舗にとって、

現在かつてない不況のもとで大変な厳しい営業展開の中であって、それに追い討ちをかける何物でもなく、これにかかわる皆さんの合意をとり問題解決を図ることが、市民の立場に立った行政として当然とすべき立場だと思ふとのことで、修正案に対して賛成であるとの答弁がありました。

次に、一般会計予算の原案に対する討論にあつては、イオン道路に見られる大型公共事業の優先により、福祉、教育の切り捨て、使用料、手数料の引き上げ、そして必要な公共事業の先送りなど市民に背を向けた予算となつておることで反対討論があり、片や長引く不況下にあつて昨年よりの財政再建計画の中、本年度予算においては対前年度比で11%の増額予算となり、相矛盾する予算規模の提案となつており、現在の厳しい財政の中では財政再建を疑わざるを得ない予算であると思つておる。

この背景には、昨年末に惹起したりんくうにおけるイオングループの進出による信達樽井線の事業展開があり、65億2,000万円の総事業費が示され、赤字財政の実情を考えると、この事業化による後年度負担を思ふとき、別枠で現在進捗している財政再建計画には影響を与えないとの説明であるが、納得するには難色を示さざるを得ない。

また、大阪府との覚書においても、財政支援と特段の配慮ということについても、過去からの数々の約束もほごにされてきたことから見ても、さらに不信を募らせざるを得ないものであり、今回の信達樽井線の決定においても、9月24日のイオンから企業局への条件提示についても、信達樽井線の整備が当然1番目に入つておるものの、この要望においては、本市の力量から一定の配慮が見られ、要望の次の5項目こそ来春の開店に備え期限を定めた具体の要求となつており、本委員会の質疑の中でも、このことは9月30日において本市に伝えられておることが判明し、本来なら期限つきの項目に取り組むべきところが、信達樽井線のみがまことしやかに説明され、この5項目の整備要望が本委員会において初めて報告されるに至つたことは、本質を外したものと云わざるを得ない。

このような経緯を見ると、極めて厳しい判断を

求めなければならないが、新しい歩道の整備を初め、周辺整備に力を注ぐなど方向性を示されたことに対し、このことは検討に値するとのことであり、また同じく首池の産業廃棄物処理に関して処理費用が債務負担行為として計上されているが、公社の評議員会においてその危険性が指摘され、売却の際に報告の旨の意見に対しても、結果的に大きな間違いを犯したことは残念であるが、その瑕疵を認められ、総括的な行政責任があり、改めて検討していくとともに、説明責任を果たす旨を具体的に答えられ、その新しい方向を一定評価したいと思ふとのことでした。

また、市のにぎわい、活性化への決意も示され、その事業展開への積極的な決意と責任性を示されたことを評価し、信達樽井線のみならず計画地周辺の5項目の道路整備等については市に負担をかけず、企業局初め関係機関との連携を積極的に進め、さらには地元商店街の方々の声に十分配慮すべきことであり、また首池の対応についても市民に負担をかけないことを遵守することはもちろん、改めて財政再建に厳しい対応をすべきであるとの意見を付し、賛成であるとの討論がありました。

また、本市財政が4年連続の赤字決算となり、その赤字額が増加傾向にある中で、平成13年度には新行財政改革実施計画を、さらに平成14年度には財政健全化計画が作成され、こういった財政状況の厳しい中であつて、経費の節減合理化、施策全般について見直し等を行い、効率的な予算配分がなされておる、生活環境の整備など市民福祉の向上を図るとともに、基本方針に基づいて編成された予算については、一定評価するものであるとのことでした。

その中であつて歳出面については、市民に情報提供のためにCATV推進事業、行政情報の伝達を担う行政情報ネットワーク等情報網の整備事業として1億3,100万円を、財政基盤の強化、健全化を図り、施策の育成度や事業の有効性等の評価を行うための行政評価システム導入費として600万円、第4次総合計画の実施計画策定に200万円が計上されていること。

福祉面においては、高齢者がみずから健康で充

実した生活が送れるようにとのことで、介護保険制度の健全な運営等による介護予防、生活支援事業として3億8,700万円が、高齢者が住みなれた地域で自立した生活を支援する自立支援事業、街かどデイハウス事業などの自立支援事業として2,700万円、さらに心配事相談事業などの新規事業が計上されていること。

障害者対策として、これからの障害者施策の充実を図るために、障害者計画の見直しに400万円、障害者（児）等の福祉サービスの支援費制度の移行に伴う経費と新たに精神障害者に対する地域生活援助事業費として300万円の計上がされていること。

市民の健康管理を推進するための健康診査、歯科診療などの各種検診の経費として5,200万円、母子保健の向上を図るための相談指導として検診等の経費として2,900万円などが計上されていること。

次に、生活環境面において、市民の足としてのコミュニティバスが試行期間を終え、新たにバス停留所の充実が図られ、これにかかわる経費として3,000万円、また都市基盤整備事業として砂川榎井線、市場長慶寺線、今後の都市軸となる信達樽井線の街路事業のほか、防潮堤道路などの道路関係事業として12億9,200万円、また下水道への繰出金として14億円が計上されていること。

次に、教育面においては、学校施設の充実を図るための設備の維持改修事業費として6,600万円、児童の放課後の健全育成事業として樽井小学校への留守家庭児童会の新設に伴う経費として2,600万円、幼いころから読書環境の充実を図るためのブックスタート事業として新たに100万円が計上されており、歳出については、新規施策を含め幅広く市民ニーズを取り入れた事業が予算化されていることを評価するものであり、また歳入面においては、自主財源の基本となる市税については、本年度は前年度と比較して大きく落ち込みとなり、財政運営が非常に厳しいことが予測され、その対策として課税客体の堅実な捕捉、また収税体制の強化による徴税率、収税率の向上を図り、財政運営の安定化を図る必要があるが、基金

の繰り入れを実施し、その均衡を図っているが、今後も税等の自主財源の強化を図り、経常収支比率の向上、赤字財政の解消など財政構造の改善が市長みずから先頭に立ち努力されんことを期待するものであるとのことで、賛成であるとの討論がありました。

かくして採決の結果、まず初めに、一般会計予算の一部を修正する修正案については、賛成多数でもって修正案が可決されました。

さらに、修正可決された修正部分を除く原案についても、賛成多数でもって可決されました。

次に、財産区会計においては、樽井財産区のあり方については過去から論議を重ねてきたが、答弁を聞くと論議してきたことになじまないのではないかと思われ、みなし財産区の問題についても、法になじまないということが判明しておりながら、今もって方向性を見出せていない。

見出せていないまま法に基づかない執行をいまだしようとしているとのことであり、また今後2年で合併の最終年度を迎えることから、みなし財産区の整理についてもいまだに手つかずということであれば、賛成するわけにはいかないとの反対討論があり、採決の結果、賛成多数でもって原案どおり可決されました。

次に、下水道事業特別会計においては、短期間において一気に立ち上げたことにより、単年度5億円を超える資本費によって、使用料の引き上げが避けられないものとなっているとのことで反対であるとの討論があり、採決の結果、賛成多数でもって原案どおり可決されました。

なお、その他の6件の各会計予算につきましては、いずれも討論もなく、全会一致で原案どおり可決されました。

以上、甚だ簡単でございますが、本特別委員会に付託を受けました平成15年度大阪府泉南市各会計予算20件に対する審査並びに結果についての私の報告といたします。

議長（成田政彦君） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。

これより順次討論、採決を行います。

まず初めに、議案第30号 一般会計予算につ

いて討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これより議案第30号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、一部修正可決であります。

お諮りいたします。本件は、委員長の報告のとおり一部修正することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（成田政彦君） 起立の結果、可否同数であります。

ただいま報告いたしましたとおり可否同数であります。よって地方自治法第116条の規定により、議長において本件に対する可否を採決いたします。

本件について、議長は一部修正案は可とすることに決めます。

次に、ただいま議決いたしました議案第30号一般会計予算を除く他の議案第31号から議案第49号までの以上19件の各会計予算について一括して討論を行います。討論ありませんか。（巴里英一君「議事進行」と呼ぶ）巴里議員。

22番（巴里英一君） これ、当初予算で大事な案ですから、当然質疑応答及び討論、採決ということになると思うんですが、なぜそのことをされないんですか。続けてそうやっていくんですか。なぜ討論抜けるんですか。それは議長、議長の権能を超えてるんじゃないですか。なぜ討論、採決しないんですか。討論なしでそのまま採決だということないでしょう。そんな運営の仕方ありますか。

それなら私、動議提出しますよ。修正反対動議あったじゃないですか。向こうで、反対意見あったじゃないですか。賛成、反対あったじゃないですか、委員会で。本会議でないというのはどういうことなんですか。どういうことなんですか。すべて討論あるじゃないですか、委員長の報告に対して。なぜ討論も何もなしで採決するんですか、修正議案に対して。どういうことや、それ。不信任出すぞ、今から。動議出すぞ。

議長（成田政彦君） 暫時休憩いたします。

午後1時26分 休憩

午後4時13分 再開

議長（成田政彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議事の運営が遅くなりましたことに深くおわび申し上げます。

次に、先ほど議決いたしました議案第30号一般会計予算を除く他の議案第31号から議案第49号までの以上……（奥和田好吉君「議事進行」と呼ぶ）奥和田議員。

8番（奥和田好吉君） おくれたことをおわびするだけでは、何がどうなったんやさっぱりわからない、我々。テーブル起こしたということを聞いておりますが、議運の中でどういう形で結論が出たのか、さっぱりわからない、これは。もう少しわかりやすく説明してください。

議長（成田政彦君） 先ほどの件につきましては、おわびの問題につきましては、議会運営委員の方にきちんと報告いたしました。よろしいでしょうか。奥和田議員。

8番（奥和田好吉君） テーブルを起こして、その内容ですけれども、私、傍聴でちょっと最後の方で行ってもらってますけれども、これは全員に配らんでもいいんでしょうか。

議長（成田政彦君） 議会運営委員会を開いて、そのために議会運営委員の方に用紙を渡して、各議運に派遣されている各派の人にそれが私は通じておるとしております。

以上です。以上でよろしいでしょうか。

再度言います。次に、先ほど議決いたしました議案第30号一般会計予算を除く他の議案第31号から議案第49号までの以上19件の各会計予算について一括して討論を行います。討論ありませんか。 和気議員。

19番（和気 豊君） 議案第46号、平成15年度大阪府泉南市下水道事業特別会計について、反対の立場から討論をいたします。

短期間のうちに事業を一気に立ち上げ、単年度で減価償却費、支払利息など5億円を超える資本費をつくり出し、使用料の引き上げを避けられないものになっている今下水道事業特別会計の問題点を指摘し、反対するとともに、財政事情及び本管へのつなぎ状況、利用者の実態をよく把握し、事

業を進められるよう希望し、討論いたします。
議長（成田政彦君） ほかにありませんか。

巴里議員。

22番（巴里英一君） それでは、許可を得ましたので、議案第31号、平成15年度大阪府泉南市樽井地区財産区会計予算から第42号の浅草山共有林までの全12件について、反対の立場で討論いたします。

この問題については、古くて新しい問題ということで、もう皆さん御承知でありますし、樽井村及び樽井町時代からの泉南市合併に至るまでの中で特別地方公共団体として認定され、現在運営されているのが樽井財産区であります。

このことは地方自治法294条に基づき、そして295条、296条、296条の1から6、また政令への委任ということで297条と。この条例に基づいて、法に基づいて運営されているのであります。

御存じのように、この財産区会計というのは、本来はいつも申し上げておりますが、最終的には管理課及び議会において運営管理し、そして最終的な消滅のための管理運営団体だということの基本であります。これは法の趣旨であります。そして、その用途たるものは、地域福祉に寄与するということが大きな内容として含んでおります。

しかしながら、残念ながらそういった意味での問題点の処理をするでなく、恣意的な運営を過去強いられてきたということで、98条調査特別委員会で審議されて、一定の改善というものは見たところあります。例えば、樽井区がいわゆる公的財産である財産区が賃貸借してる賃貸借費を徴収するとか、あるいは物件を売り払い、そのまま別の会計に入れて適宜な使い方とか、適宜と言うてええのか、不法な使い方をしてるとか、過去こういったたくさん問題点があったわけでありまして、これが先ほど申し上げた98条特別委員会において調査、審議されたところあります。

その後、その中で明らかになって、そしてこの樽井財産区については、法に基づいた趣旨で運営、管理していくということが当局よりも答弁あったとおりであります。

このことがある意味ではきちんとした運営をさ

れていれば、それなりに評価をしなきゃならないと思いますが、近年、特にここ数年、財産区財産を地域福祉の名において、いわゆる本来的には一般行財政で施行しなきゃならない問題、例えば第二老人集会場とか、そして墓の駐車場とか、こういったところに使うということは、違法性とは言えないまでも、やっぱり適正な処理ではないというふうに思います。

私は、日ごろからこの財産区のあり方については、泉南市の財政に寄与し、全般的な市民に運用されるべしという立場から申し上げておりますが、なかなかそのことが実行されないというに至っては、この前の予算の審査においてもそういった質疑をする中では、明確な答弁が得られないままに終わっております。

そういった意味では、非常に残念やなというふうに思っておりますので、そういった意味では、細かい点はたくさんありますが、日ごろ述べておりますので、改めて述べるわけにもいきませんが、そういった意味では反対せざるを得ないという立場であります。

また、その他の財産区的財産という、この中では財産区ということで載っておりますが、これは法律に基づかない財産区ということでもあります。法律は、先ほど申し上げた樽井財産区は特別地方公共団体としての法律であります。しかし、その他については、これは財産区ではないと。だから、財産区的財産という表現で、現在は名前として上がってくる、議案として上がってくるのはいわゆる財産区会計と、こういうふうに。

本来は法で運営されなければならないところを、そのまま財産区という用語を使うこと自身が私は間違いではないかと。これは別途またこの用途については、池とかそれぞれの土地を売り払って地元と50%、50%に配分して、その部分を上げてるとことはよくわかります。

その上げてきた財産区的扱いとしてなされたこの会計については、本来は一般会計に繰り入れない別の方法で入れ物といいますか、そういったところに特別会計として入れるのか、基金として積み上げるのかということをきちんとして、そして全市民的に役に立つなら、あるいはその地域

に必要なれば、特別的な目的を持ったものでも構わないからしてはどうかといったところを提案をしてきたわけでありますが、いまだにもってそのことがなされないということは、これは大きな問題でいえば、その部分のあるところはメリットがあるけれども、そういった財産のないところはすべて排除されるという、こういった財産区の取り扱いについては非常に残念です。

このことをもう少し是正して、全市民的に福祉に役に立てるような、あるいはその他のものに役に立てるような使途の方法をこれからもお願いしたいと、追求していただきたいと。現在では、そのことが不可能だということが答弁にもありましたので、これについても反対せざるを得ないと。

以上で討論を終わります。

議長（成田政彦君） ほかにありませんか。

以上で本 19 件に対する討論を終結いたします。

これより本 19 件の各会計予算について順次採決いたします。

初めに、議案第 31 号 平成 15 年度大阪府泉南市樽井地区財産区会計予算から議案第 42 号 平成 15 年度大阪府泉南市浅草共有山財産区会計予算までの以上 12 件の各財産区会計を一括して採決いたします。

本 12 件に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

お諮りいたします。本件につきましては、委員長の報告どおりいずれも原案を可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（成田政彦君） 起立多数であります。よって議案第 31 号から議案第 42 号までの各財産区会計予算 12 件については、いずれも原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 46 号 平成 15 年度大阪府泉南市下水道事業特別会計予算についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。本件につきましては、委員長の報告どおり原案を可とすることに賛成の諸君

の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（成田政彦君） 起立多数であります。よって議案第 46 号は、原案どおり可とすることに決しました。

次に、ただいま採決いたしました 13 件を除く他の各会計予算 6 件について、これより一括して採決いたします。

本 6 件に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

お諮りいたします。本 6 件につきましては、いずれも委員長の報告どおり原案を可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（成田政彦君） 御異議なしと認めます。よって議案第 31 号から議案第 42 号までの 12 件並びに議案第 46 号を除く他の議案 6 件の各会計予算につきましては、いずれも委員長の報告どおり原案どおり可とすることに決しました。

次に、日程第 36、議案第 12 号 泉南市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（成田政彦君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。神田助役。

助役（神田経治君） ただいま上程されました議案第 12 号、泉南市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

議案書 47 ページをお開き願います。介護保険事業計画の運用期間の満了に伴い、次期運用期間の明記と延滞金関係の規定について所要の改正を行うため本条例を提案するものです。

次に、議案書 49 ページをお開き願います。第 2 条の改正につきましては、介護保険法第 129 条第 3 項の規定に基づく介護保険給付費及び介護保険料等に係る財政運用期間、介護保険事業計画期間が満了することに伴いまして、次期の期間を明記する必要から、また第 7 条につきましては、従来延滞金の金額を 10 円としていましたが、税や国民健康保険料での取り扱いは 100 円となっ

ており、これに合わせるために規定を変更し、本条例を提案するものでございます。

以上、簡単であります。説明とさせていただきます。御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（成田政彦君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。 質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これより議案第12号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（成田政彦君） 御異議なしと認めます。よって議案第12号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第37、議案第13号 泉南市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（成田政彦君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。神田助役。

助役（神田経治君） ただいま上程されました議案第13号、泉南市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

議案書51ページをお開き願います。健康保険法等の一部を改正する法律平成14年法律（第102号）により、国民健康保険法の一部が改正され、一部負担金の退職被保険者及び退職被保険者の被扶養者の負担割合が3割に改められたことに伴い所要の改正を行うため、本条例を提案するものでございます。

次に、議案書53ページをお開き願います。退職被保険者及び退職被保険者の被扶養者の負担割合の項目については、双方とも負担割合が3割とされたことから、3割負担の例外規定として表示する必要がなくなったため、第3条の3第5号及び第6号を削り、所要の調整を行うものであります。

なお、本条例は平成15年4月1日から施行す

るものであります。

以上、簡単であります。説明とさせていただきます。御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（成田政彦君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。 質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これより議案第13号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（成田政彦君） 御異議なしと認めます。よって議案第13号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第38、議案第14号 泉南都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（成田政彦君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。神田助役。

助役（神田経治君） ただいま上程されました議案第14号、泉南都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

議案書55ページをお開き願います。提案理由でございますが、公共下水道に係る下水道事業に要する費用の一部に充てるため、従前より認可区域については受益者負担金を徴収しておりますが、同区域に近接する認可区域外の区域でも同等の利益を受けることにより、当該区域に係る受益者から下水道事業分担金を徴収するに当たり、分担金の額、受益者の範囲、その他必要な事項を定め、所要の規定整備をあわせて行う必要があることから、本条例を提案するものであります。

次に、議案書の57ページをお開き願います。条例改正の内容といたしましては、従来の泉南都市計画下水道事業受益者負担金に関する条例の一部を改正することにより、本件分担金の徴収に必要な事項を規定したものであります。

規定事項といたしましては、第1条で分担金の根拠づけを行い、第2条で受益者の範囲に関する事項、第3条で分担金の額に関する事項、第5条で分担金の賦課及び徴収に関する事項、第10条で延滞金に関する事項をそれぞれ定めたものであります。

なお、経過措置につきましては、泉南都市計画下水道事業受益者負担に関する条例が改正されることにより、改正前に行われる受益者負担金に関する処分等の根拠条例上、明確にするため、当該行為が改正後の条例に基づいて行われることとする必要から規定したものであります。

なお、本条例は、平成15年4月1日から施行するものであります。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（成田政彦君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。 質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。 討論なしと認めます。

これより議案第14号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（成田政彦君） 御異議なしと認めます。よって議案第14号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第39、議案第15号 泉南市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（成田政彦君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。山野水道部長。

水道部長（山野良太郎君） ただいま上程されました議案第15号、泉南市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定につきまして簡単に内容の御説明を申し上げます。

61ページでございます。水道法の一部を改正

する法律が平成14年4月1日に施行され、貯水槽水道に関する項目が追加されました。近年、都市化の進展に伴いまして、建築物が高層化する中で、貯水槽を介して給水する貯水槽水道が増加していることにかんがみまして、衛生管理等が明文化されたということでございます。

これを受けまして改正するものでございますが、本条例は6章から成っております。これに第3章に貯水槽水道を挿入いたしまして、以下を1章ずつ繰り下げ、第7章とするものでございます。

内容につきましては、63ページから64ページにかけて記載をいたしておりますけれども、水道事業者及び貯水槽水道の設置者双方の責任に関する事項を定めたものでございます。

第18条の2には、市の責務として、指導、助言及び勧告を行うことができるとし、また18条の3には、設置者の責務として適正な管理と検査を受けなければならないというふうにしたものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明といたします。よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（成田政彦君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。 質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これより議案第15号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（成田政彦君） 御異議なしと認めます。よって議案第15号は、原案のとおり可とすることに決しました。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

次に、日程第40、議案第50号 泉南市立老人集会场設置並びに管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（成田政彦君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。神田助役。

助役（神田経治君） ただいま上程されました議案第50号、泉南市立老人集会場設置並びに管理条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

議案書分冊1ページをお開き願います。地区老人クラブの集会や自主活動を通して、高齢者の生きがいと健康づくりの場として建設しております砂川老人集会場の供用を開始するに当たり、関係条例中において所要の改正を行うため、本条例を提案するものでございます。

次に、3ページをお開き願います。条例改正の内容といたしましては、泉南市立老人集会場並びに管理条例第2条中、老人集会場の名称及び位置をあらわしております表に、泉南市立砂川老人集会場の名称とその位置を加えるものであります。

なお、本条例は規則で定める日から施行するものであります。

以上、簡単ではありますが、御説明とさせていただきます。御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（成田政彦君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。 　　巴里議員。

22番（巴里英一君） これで泉南市に所在する老人集会場は何カ所になるのかということと、そして今後ないところについてはどのような考え方、計画があるのかということを含めて。

議長（成田政彦君） 大田健康福祉部長。健康福祉部長兼福祉事務所長（大田 宏君） お答え申し上げます。

今回議案として上げさせていただいております砂川老人集会場を含めまして、26カ所ということでございます。

また、今後、老人集会場ということでございますが、まず樽井の第二老人集会場は今現在、基本設計を終わりました、実施設計に本年度入らしていただくという予定になってございます。

そしてまた、ほかのない地区につきましては、今後どうするのかということでございますが、今回でほぼ全地域に達成ということでございますが、あと新たに区というのができてるところもござい

まして、それらにつきましては、また今後その地元というんですか、に基本的には土地を確保していただくということの中で検討していきたいと、このように考えておるところでございますので、よろしく御理解のほどお願い申し上げたいと思います。

議長（成田政彦君） 巴里議員。

22番（巴里英一君） 相当、数的にはかなり充実してるかなというふうに感じますが、かなり年数がたって補・改修しなきゃならない部分というのは何カ所あられるのか。

そして、建設のめどのような1つの基準みたいなものがあるのか。人口基準なのか、規模といたしますか、大きさはね。大体5,000人というような話もあったり聞くんですが、5,000人なけりゃだめやとかいう別の1つの根拠になってるとこの部分もあるみたいですが、そういったものがあるのかどうかですね。だから、補・改修も含めてやらなきゃならないということは、かなりの相当な予算をこれから費やさなきゃならないかなと。

現在、狭いというか、狭隘な老人集会場もあるかと思いますが、そういった意味では地域要望等はあるのかな。ないですか。

議長（成田政彦君） 大田健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（大田 宏君） まず、1点目の基準でございますが、基準というのは、何人以上でなければだめだというような明確な基準は、今のところ持ち合わせてはございません。ただ、今までも1つの区に1カ所というような考え方で進んでまいっておるところでございます。

そして、次に改修の関係でございますが、一番古い老人集会場で昭和46年度建設ということで、かなり古い集会場が数かなりあるわけでございますが、これにつきましては、いずれは建てかえというようなことも当然起こってまいるかなと思っておりますが、現時点では市の財政状況、いろいろなところを勘案いたしますと、すぐに建てかえということにはちょっと難しいというようなことで、できる限り補修、改修に努めてまいりたいと、このように考えておるところでございます。

そしてまた、もう1点、要望というんですか、

これにつきましては、確かに古い老人集会場につきましては、建てかえてほしいというような要望も、文書的に正式にはいただいてはございませんが、そういうようなお声も聞かしていただいております。

要望につきましては、改修というんですか、そのような要望があるわけですが、我々としていたしましてもできる限り予算の中で、許せる範囲の中でできる限りの改修に努めてまいりたいと、このように考えておりますので、御理解のほどお願い申し上げます。

議長（成田政彦君） 巴里議員。

22番（巴里英一君） 確におっしゃってることは立派やし、そうかなと思うところはあるんですが、46年というたらかなり古いですが、30年以上になるんですね。部長、30年以上になりますね。どのくらいの規模かという、当時のことですから、それぞれの分はかなり狭いと思うんですね。こういう問題で一定の基準値ないままやると、要望があればやらなきゃならないみたいな、財政的に始末がつかないみたいなところが出てくる可能性というのは、僕はないとは言いきれないと違うかと。

そして、もう一つは、小さいとこだからだめだということにもならないん違うかと。こういう相矛盾したところでのいわゆる整合性みたいな形で、一定他の問題でもありますが、どこに1つの拠点を設けてどうするのかという問題が、いろいろ考えていく政策的なあり方が問われていくのかなと思います。

不思議なのは、他の地域もそうなんですが、端的に比べれば、大体人口比例にして、例えば一丘区もそうだし、岡田も人口規模では樽井とそう大きく変わらない。にもかかわらず樽井に第二老人集会場を建てると。それはなぜかいうたら、お金があるからという、これは先ほど財産区で言うたんと一緒なんで、あるところはいいんで、ないところはだめだというような話になってくるという、こういう論理が果たしていいのかなと。

財政というか、公共の福祉という言葉をかきながら、地域福祉と言いながら、市長の場合は一番大事なのは人権、福祉、環境という大きな命題を

抱えながらこの4年間を実行していくということで、選挙政策でも大きく目標を掲げ、具体的には水、緑という、こういうまちづくりということを言われてるわけで、安心して住めるという、こういう社会というのは、今部長おっしゃったような中身と、もう一つは、他の問題もあると思うんですが、まず憩える場所ということから考えたら、非常に重要なこと。

そうすると、先ほど申し上げたように、もっと他にもしなきゃならない、新規に建てるよりも他にも運用というか、財政をそこへ援用するという考え方はなぜできないのか。だめだということなことやったら、もうやめときましようよという話にも、これは議会としても考えなきゃならない問題が一方ではあるのじゃないかというふうに思うんで、これは部長に答えよというのはちょっと無理かもわからないんで、そういう点では政策という問題にかかわってくるということがありますんで、それでお答えいただいたらなと思うんです。

補・改修、46年以降のやつが何件あるんかちょっと失念してますけども、お聞きするところでも30年以上のものがかなりある。地域要望が強くないけれども、しなきゃならない。地域要望があればやるんだと。逆に言えば、そういう答えにも聞こえますねん。

部長、この点、地域要望があればやるんだということに聞こえますので、樽井の第二老人集会場については地域要望があるからやるんだと。お金も向こうが出すんだからやるんだというような話になってくると、そういう地域における格差がますます広がってくるということにもつながりかねない。そうすると、行政のあり方について怨嗟の声といいますか、やっぱり不平、不満が出てきて、決してよりよいまちの中にはならないん違うかと、意識の。そこらあたりも含めて御答弁できるのならお願いしたいと思いますけども。

議長（成田政彦君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 本市の場合、従来から老人集会場というのは非常に充実しておるというふうに思っております。ただ、まだない地域もございましたんで、今回砂川が完成するというところで、ほぼそれぞれの地域に設置できたというふうに思

っております。

御指摘ありました、非常に古い建物も相当ございますので、これについては実態に合わせて当面修繕、あるいは増築、改築という形でやってきております。過去においても相当数そういう形でやってまいりました。今年度予算でも修繕という形で上げさせていただいてるところでございます。

それと、今後の考え方ということでございますけれども、一応一通りできたというふうには考えております。ただ、おっしゃったように、人口的に非常に多いところとか、あるいは距離的に遠隔なところにあるとか、そういうところについては今後、さらに充実していかなければいけないというふうには考えてるところでございます。一定、老人集会場については補助、わずかでございますが、いただけるということになっておりますので、その補助基準なり一定の考え方のもとに今後考えていきたいというふうに思っております。

それと、地域要望については、これは老人集会場ということではございますが、実際はこれ以外にその他集会所というのがございまして、特に新しい開発されたところでは、集会所というのが開発者で設置されて、我々が移管を受けておるというところも相当ございます。これらについても老人集会場ではございませんけれども、一方かなり老朽化してるともございまして、狭いという要望もいただいておりますので、それらの配置関係も考えながら今後進めていきたいなというふうに考えております。

細かい点は、担当部より御答弁申し上げます。

議長（成田政彦君） 大田健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（大田 宏君） 老人集会場につきましては、先ほども申し上げましたとおり、昭和46年に建設した老人集会場、これは東の老人集会場ですが、これが一番古いということでございます。それから昭和47年度には西信達の老人集会場、岡中の老人集会場、48年度には幡代、童子、高野というような形になってございます。それ以後については、50年以降に順次建設をしてきておるところでございます。

これらにつきましては、もう既に30年経過しておるといようなこともございまして、かなり

老朽化はいたしてございます。これらにつきましても、先ほども申し上げましたとおり、予算の範囲内でできる限りの改修に努めているところでございます。今後ともふぐあいなところ等につきましては、我々といたしましても改修というんですか、修理、改修に努めてまいりたいと、このように考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

議長（成田政彦君） 巴里議員。

22番（巴里英一君） 市長、そういう意味では積極的な御意見をいただきまして、財政の許す限りということやっていただけたらなと思います。

部長、これは市長も考えなあかんと思うんですが、だから私が先ほど討論いたしました中にあるのが、樽井の老人集会場をそういう形で使うということであれば、逆に他の財産区的財産のその中にも、地元と話の中でそういうところに投入していくということも含めて、やっぱり使い方がいいですかね、だから地域の公共福祉に役に立てれば、決して皆さんが反対するということはないんで、財政の厳しさからいえば、そこへ移行していく形での皆さんの御協力を得るといことが地域にとって決して悪い扱いじゃないし、毎年ぶ厚い11件12件もの実はほんとになじまないような冊子をつくっていくということになって、これはやっぱり昇華していくということで、地域で役立てるという考え方の方向へこのことを使っていただく。

そういう意味での質問をさせていただいたわけで、ぜひともそういう方向でのあり方を、ここを継いでいただく楠本さん、ぜひとも今言った論議を大事にさせていただいて、そして先ほど款が違いますから、議案書が違いますから深くは言いませんが、そういったところに移行して、できるだけ御協力いただいて、それをまた市がみずから施行していくとか、補・改修していくとかいうところへぜひとも詰めてほしいというふうに私は思うんで、それをひとつお願いして、終わります。

以上です。

議長（成田政彦君） ほかにございませんか。

以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これより議案第50号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決ましてご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（成田政彦君） 御異議なしと認めます。よって議案第50号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第42、議員提出議案第2号 健康保険本人3割自己負担の凍結を求める意見書についてを議題といたします。

本件に関し、提出者を代表して和気 豊君から提案理由並びに趣旨の説明を求めます。和気 豊君。

19番（和気 豊君） 議員提出議案第2号、健康保険本人3割自己負担の凍結を求める意見書について、案文を朗読し、提案にかえささせていただきます。

この4月から健康保険本人自己負担の3割への引き上げをはじめ、ボーナスを含めた年収換算で保険料を給料から天引きする総報酬制への移行、介護保険料の引き上げ、年金給付額の引き下げ、失業保険給付の削減、発泡酒・ワインの増税で、総額2兆6千億円の新たな国民負担増となる。戦後最大の不況のもと、さらに日本経済の6割を支える国民の消費購買力を引き下げる負担の増大はただちに中止すべきである。

とりわけ日本医師会、日本歯科医師会、薬剤師会、看護協会がそろって反対している健保3割負担は考え直すべきである。医療費の自己負担増が必要な受診を抑制し、治療を中断させ、国民の健康悪化を引き起こす原因となることは、すでに3割負担となっている国民健康保険の事例からも明らかである。病気が重症化した割合を示す高額療養費件数が政府管掌健康保険（本人）では100人中3.3件なのに対し、国民健康保険（高齢者と退職者を除く一般被保険者分）では17.7件と5倍以上にもなっている。中小業者でつくっている全国商工団体連合会の調査では死亡した4人に1人が初診からわずか1ヶ月未満で亡くなっている。病気の不安を抱えながら、ぎりぎりまでがまんし、受診したときには命を落とす。これが3割負担の実態である。

同時に、3割負担になれば、疾病が重症化し、治癒まで長期化し、そのことによって医療費も引き上がり、逆に制度自体も持続不可能になることは必至である。

ここに本市議会は、「健康保険本人自己負担3割への引き上げの凍結」を求め、地方自治法第99条により意見書を提出する。

平成15年3月28日

泉南市議会

以上でございます。

議長（成田政彦君） ただいまの提出者の説明に対し、質疑等ありませんか。 井原議員。

1番（井原正太郎君） ただいま提案された内容でありますけれども、この健康保険の3割の凍結というのは、何といたっても財政的に大変なときを迎えておると、そういうふうには認識をするわけなんですけれども、和気議員にあらましても、この議案書の中でも若干触れておりますけれども、4月1日からの3割負担、このことの凍結による財政、この制度の堅持、あるいは財政の再建というふうなことにしまして、どのような代案を考え、どういうふうにしてその代案を持たれておられるのか、この点についてお示しをいただきたいと思っております。

議長（成田政彦君） 和気議員。

19番（和気 豊君） ただいまの井原議員の質問に答弁をさせていただきます。

井原議員も御存じだと思うんですが、昭和59年にこの健保本人の負担が1割から2割になりました。そのときには国会で附帯決議がされておまして、健保財政が大変なときには国の負担割合をふやすことによってこれを考えていくと。そして、むしろ被保険者に大変な状況が惹起した場合には、1割負担に戻す。こういうことも全会一致で決議をされています。国の負担、この増大によって基本的には処理していく、こういうことになっているわけですね。

ところが、そのときには同時に国民健康保険の国の補助も、これが国の機関委任事務でしたから、市町村への補助が45%から38.5%に切り下げられるということで、国費をできるだけ少なくして、いわゆる被保険者の負担を増大するという方向、これがとられてきたわけではありますが、しか

し附帯決議等でそれには一定の縛りを全会一致でかけている。こういう方向もあるわけですね。

私は、1つは基本はやはり国が不要不急の費用を削る。大型公共事業等のむだ遣いを削って、その費用をいわゆる医療保険等に充てていく。これがまず基本だろうというふうに思います。

そして、もう1つよく言われているところなんですが、薬剤費がありますね。これは世界的に見て薬剤費は大変日本は医療費の中に占める割合が高い。大体20%を超えています。ヨーロッパ、アメリカなんかでは16%台と、こういうことになって、4%の開きがあるということですね。

大体、今回のこの医療保険の値上げで国がどれだけ軽減できるかというのが1兆4,000億ぐらいたというふうに言われてるんですが、ちょうどこの薬剤費を4%、いわゆる国際基準並みに下げればこれだけの診療報酬からの負担が下がると、こういうことにもなっただけです。そういうことなど一、二提案をさせていただきました。

同時に、この末尾にもありますように、3割負担になれば疾病が重症化し、治癒まで長期化し、そのことによって医療費も引き上がると。例の沢内村なんかでは、逆に老人医療の有料化を続けていると。そのことによって早くから病院に駆け込むということで、逆に医療費の持ち出しが少なくなっている。そういう例も具体的にあるわけで、その辺も1つの今後の基本にすべき対策ではないだろうかと。だから、医者に早くかかれる、こういう条件整備ですね。そのためにも3割自己負担、これを凍結をして2割負担を維持していくと。このことが大事ではないかと、こういうふうに思います。

以上です。

〔井原正太郎君「結構です」と呼ぶ〕

議長（成田政彦君） ほかにございませんか。

以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

奥和田議員。

8番（奥和田好吉君） ことし4月からサラリーマン本人の患者負担を3割に引き上げるのは、少子・高齢化などで医療費が増大し続ける中、だれもが一部の負担で必要なサービスを受けられる国

民皆保険制度を将来にわたって守るためだと思います。

日本では国民皆保険は当然と思われていますが、世界的に見ると決して多くありません。例えばアメリカでは、公的な医療保障は高齢者、障害者と低所得者のみで、現役世代は民間保険に任意で加入しております。このため全人口の約16%、4,400万人が無保険者であります。まさに国民皆保険は、日本が世界に誇る国民の安心基盤であります。

ところが、今この国民皆保険が崩壊の危機に瀕しています。特に、3,676万人の中小企業サラリーマンが加入する政府管掌健康保険、いわゆる管掌健保は、2001年度の赤字が4,231億円、2002年度も5,600億円の赤字が見込まれております。積立金が底をつきかねない状態です。負担は軽いのにこしたことはありませんが、無責任な問題の先送りは、医療保険財政をさらに悪化させ、より大きな負担増として国民にはね返ってくるのは明らかであります。

3割負担導入を凍結したら、政管健保は2003年度に破綻し、医療費の支払いができなくなります。国民が10割負担になりかねない状況になります。凍結は極めて無責任と言わざるを得ません。

厚生労働省の試算によると、仮に3割負担を実施しない場合、政管健保の2003年度の収支は、支出が保険給付費で3,100億円、退職者給付拠出金で700億円、合計で3,800億円増大し、その一方で収入が国庫補助で400億円プラスとなるものの財政は差し引き3,400億円悪化します。この結果、積立金を使い果たしても2003年度は2,500億円もの財源不足が発生し、医療費は支払い不能に陥ります。

3割負担を見送ると、ことし4月からの保険料の引き上げ幅をさらに増大しなくてはならなくなると思います。政管健保の場合、4月から保険料率が年収ベースで現行の7.5%から8.2%へと引き上げられます。これは過去最大の引き上げであります。政管健保全体では4,700億円の保険料の増収が見込まれていますが、3割負担を見送ればさらに3,400億円もの保険料の追加負担を中

小企業とそのサラリーマンに求めざるを得なくなると思います。到底保険料の負担増は耐え切れません。

こうした観点から、患者負担と加入者の保険料負担のバランスをとり、サラリーマン本人の患者負担を国保と同じ3割にすることは、国民皆保険を維持する上からも欠かせないものだと思います。

また、予算編成が終わっているこの時期に3割負担を見送ったり凍結すれば、2003年度に一般会計から政管健保への国保料を400億円追加する必要に迫られます。

公明党は、サラリーマン本人への3割負担導入を容認しましたが、公的保険による患者負担は3割までが限界との認識に立ち、将来的に患者負担をさらに引き上げることがないように、患者負担は将来とも3割に維持することを健康保険法に明記させました。今、日本が世界に誇れる国民皆保険を私たちの時代につぶしては決してならないと思います。

以上です。

議長（成田政彦君） ほかにございませんか。

以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議員提出議案第2号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（成田政彦君） 起立多数であります。よって議員提出議案第2号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第43、議員提出議案第3号「（仮称）環境教育・学習推進法」の早期制定を求める意見書についてを議題といたします。

本件に関し、提出者を代表して井原正太郎君から提案理由並びに趣旨の説明を求めます。井原正太郎君。

1番（井原正太郎君） 議員提出議案第3号、「（仮称）環境教育・学習推進法」の早期制定を求める意見書について、案文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。

今日、持続可能な社会を構築することが、全人類共通の課題であるが、その解決のためには、現在の産業構造や社会経済システムのみならず国民

のくらしそのものを環境保全型に根本的に見直す必要がある。

そのためには、学校教育での取り組みは当然のこと、家庭、地域社会、経済活動など、あらゆる分野を視野に入れた総合的な環境教育・学習を通じて人類の生存基盤である地球環境と共生した人間の生き方や社会構造のあり方を学び持続可能な社会の実現に向けて積極的に行動する人材を育てていくことが不可欠である。

これまで、わが国における環境教育・学習については、学校教育や社会教育のなかで、自主的に行われてきたが、必ずしも総合的かつ体系的な取り組みはなされていない。

特に、学校における環境教育・学習は総合学習への活用のみでカリキュラムとしての位置付けが不十分であり、学校による格差が大きい現状にある。

また、企業や地域社会においても研修や人材育成、実践など、先進的な取り組みを行っているところは少なく、その全国的な推進が不可欠である。

更に、昨年、国連総会において採択された「持続可能な開発のための教育の10年」に関する決議は、具体的に2005年より実施されることとなっており、わが国が提案国として、国際社会での取り組みにおいて十分にイニシアティブを発揮していくためにも、国内での環境教育・学習の推進のための体制整備が緊急の課題である。

したがって、国においては、環境教育・学習と実践についての総合的かつ体系的な取り組みを推進するための「（仮称）環境教育・学習推進法」の制定を早急に図るべきである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成15年3月28日

泉南市議会

御賛同をよろしくお願いいたします。

議長（成田政彦君） ただいまの提出者の説明に対し、質疑等ありませんか。 質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これより議員提出議案第3号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（成田政彦君） 御異議なしと認めます。よって議員提出議案第3号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第44、議員提出議案第4号 大阪府に対し泉南市の悪臭問題の解決を求める要望決議についてを議題といたします。

本件に関し、提出者を代表して大森和夫君から提案理由並びに趣旨の説明を求めます。大森和夫君。

4番（大森和夫君） 議員提出議案第4号を朗読で提案にかえます。

大阪府に対し泉南市の悪臭問題
の解決を求める要望決議（案）

泉南市では樫井川下流にある産業廃棄物処理業者グリーン産業からの悪臭により市民は長年苦しめられている。その被害は日常生活から健康被害にまで及んでいる。

この悪臭の原因である業者は、「悪臭を出さない」ことを前提に大阪府が営業を認めているものである。昨年、大阪府は「10月末までに悪臭問題を解決しなければ、営業停止も含む厳しい処分を行う」としていたが、昨年末の臭気測定でも悪臭防止法を超える測定値になっている。

即刻、悪臭問題は解決されなくてはならない。

よって、大阪府において、下記事項について早急に行うことを強く要望する。

記

1. 問題の解決のための業者への指導を強めること。
2. 悪臭問題が解決しないときは業者の営業停止を含めた厳しい処分を行うこと。

以上、決議する。

平成15年3月28日

泉南市議会

議員各位におかれましては、御賛同の方をよろしくお願い申し上げます。

議長（成田政彦君） ただいまの提出者の説明に対し、質疑等ありませんか。 質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これより議員提出議案第4号を採決いたします。お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（成田政彦君） 御異議なしと認めます。よって議員提出議案第4号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第45、議員提出議案第5号 北朝鮮の核関連施設の凍結及び核開発計画の撤回へ向けた対応を求める意見書についてを議題といたします。

本件に関し、提出者を代表して竹田光良君から提案理由並びに趣旨の説明を求めます。竹田光良君。

2番（竹田光良君） 議員提出議案第5号、北朝鮮の核関連施設の凍結及び核開発計画の撤回へ向けた対応を求める意見書（案）。

案文を朗読し、提案とさせていただきます。

朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）は昨年12月12日、1994年の米朝枠組み合意に基づく核施設凍結の解除を公式に宣言した。その後、核施設に対する封印を撤去したうえ監視カメラを布で覆って国際原子力機関（IAEA）監視活動を妨害し、さらには、核兵器の材料になるプルトニウムを大量抽出できる使用済み核燃料棒を保管していたプールの封印も撤去するなど、北朝鮮の一方的な行動はエスカレートするばかりである。北朝鮮に駐在していたIAEAの査察官を同国から撤去させ、ついにはNPT（核拡散防止条約）からの脱退を宣言したところである。

そもそも北朝鮮の核施設凍結は、同国の核兵器開発疑惑に端を發し、北朝鮮の核開発に歯止めをかけるために行われたものである。しかるに北朝鮮は昨年10月、濃縮ウランを利用した新たな核開発を進めていることが発覚した。このことはNPTや「枠組み合意」に対する明らかな違反であり、米国による重油の提供が打ち切られたところである。北朝鮮がこうした事実を目をつぶり、核を利用した外交をエスカレートさせていることは誠に遺憾である。

問題解決のために、わが国は、米国、韓国との連携を基軸にロシアと中国の協力を求めつつ、北朝鮮に核開発を断念させるよう最大限の努力をすべきである。わが国のみならず北東アジアの平和と安全保障、ひいては、世界平和のために、北朝鮮の核関連施設の凍結及び核開発計画の撤回へ向けて政府は全力を尽くすべきである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成15年3月28日

泉南市議会

皆様には御賛同よろしくお願ひいたします。

議長（成田政彦君） ただいまの提出者の説明に対し、質疑等ありませんか。 島原議員。

16番（島原正嗣君） 提案者についてではなしに、議長についてちょっとお尋ねしたいと思うんですが、議会決議ということになってるわけですね、今まで決議されたのは。

今、御提案された後、イラク問題があるんですけども、北朝鮮と我が国は国交がないわけですね、これ。小泉さんも前から北朝鮮は独裁国家という呼び方をしてますね。泉南市議会が独裁国家に向かって、こうした北朝鮮のいるんな問題についての決議をして、この取り扱いをどうするんですか、これ。80円切手張って北朝鮮には恐らく届かない。そうかという外務省に持って行くのかどうかですね。国交のない国が、これらの決議は一体どうなされるのか。

あと、イラクの問題もありますけれども、イラクにだれか行ってくれるのかどうかですね。行ったら、今ごろ受け取ることもないでしょうし、北朝鮮も同じようなことになるのではないかなと思うんですが、ただ議長、国内であろうと国外であろうと、せっかく議会の決議を経た以上、これはもうきちっとして省庁に届けるとか、我々の意思が届くような、反映するような対応をしてもらわないと、ただこの議場で精神論だけでロッカーの中でつぶって眠るというやり方は、ちょっといかなものだろうか。

これからはやっぱり国際国家ですから、泉南市も国際都市ですから、決議することは結構ですが、これらの取り扱いについての海外のほかの国に対

する日本国以外の決議に対する取り扱いについては、これは一体どのような取り扱いをされるんですか、ちょっと教えてください。

議長（成田政彦君） この問題、議員提出議案であり、議長がこれをどうするかというのは、ちょっと難しい問題であると思います。

提案者に対してこれ、どのように、結果をどうするのか、どのように考えてるのか、これは聞かなきゃわからないと思います。通った場合……（巴里英一君「議長」と呼ぶ）巴里議員。

22番（巴里英一君） 議事進行で。議長、議会がする決議について、今、島原さんが言っただけで、議長がどう扱うかを最終的に議長の扱いですから、ここであくまでも議会の意思としてどこへ届けるかといったら、関係機関しかないわけでしょう。あなたが処理するといったら、どこへするんですかということをはっきりしてくれたらええと言うてるだけの話や。そのところを言うたらええんじゃないですか。今までそうですよ。

議長（成田政彦君） わかりました。もし可決されたら、関係当局とよく協議して対応したいと思います。

質疑ありませんか。 以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これより議員提出議案第5号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（成田政彦君） 御異議なしと認めます。よって議員提出議案第5号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第47、議員提出議案第7号「不良債権処理の加速」をやめ、緊急の雇用確保を求める意見書についてを議題といたします。

本件に関し、提出者を代表して大森和夫君から提案理由並びに趣旨の説明を求めます。大森和夫君。

4番（大森和夫君） 議員提出議案第7号、議案を朗読いたしまして提案にかえます。

「不良債権処理の加速」をやめ、緊急

の雇用確保を求める意見書（案）

総務省の昨年9月の全国調査では、完全失業率は5.4%、完全失業者は365万人という過去2番目の水準となっている。そのうち大阪府の失業率は、8.6%、とりわけ青年は、14%となっている。

さらに、事業主によるリストラ・倒産による離職者増によって9月の新規求職者が、前年比の9.0%も増加している。また、倒産件数は2002年1年間で、全国では19,458件、大阪では2,569件と13.2%を占めている。業種別では建設業と製造業で、事業規模では個人経営などの中小零細業者の倒産が目立っており、バブル崩壊後最悪の状況になっている。そんな中で、大阪では自営業者の経済的理由による自殺は、2,000件を超えている。

このような実態にもかかわらず、金融庁は、一度も返済が遅れたこともない企業を「不良債権」と決めつけ、「不良債権処理の加速」の方針を強行し、銀行による資産評価を厳しくし、担保となっている不動産や株の評価を下落させ、多くの中小企業が「不良」の認定を受けざるを得ない状況を作り出している。政府が実施する「不良債権処理」では、不良債権が減るところか増えるばかりである。

よって、本市議会は政府に対し、不良債権処理の加速による中小企業つぶしをやめ、雇用の拡充、とりわけ若年層の雇用安定を緊急の課題として、その対策を早急に講じるように強く要求する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成15年3月28日

泉南市議会

議員各位の御賛同をお願いいたします。

議長（成田政彦君） ただいまの提出者の説明に対し、質疑等ありませんか。 質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これより議員提出議案第7号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可と

することに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」の声あり〕

議長（成田政彦君） ただいまの議長の宣告に対し異議がありますので、本件については起立により採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（成田政彦君） 起立少数であります。よって議員提出議案第7号は、否決されました。

次に、日程第48、議員提出議案第8号 同和行政を終結する決議についてを議題といたします。

本件に関し、提出者を代表して和気 豊君から提案理由並びに趣旨の説明を求めます。和気 豊君。

19番（和気 豊君） 議員提出議案第8号、同和行政を終結する決議について、案文を朗読し、提案にかえさせていただきます。

同和行政を終結する決議（案）

施行以来28年間にわたる特別措置の法体制は、1997年3月末の「地域改善財特法」の廃止により終止符がうたれた。

そして、残務処理の5年間の経過措置も昨年3月末で期限切れになっている。

ここ数年、高知県をはじめ、各市町村では同和行政の終結が宣言され、「終結」、「終結に向けての転換」は、今や時代の流れとなっている。

総務省も、「特別対策の法令上の根拠がなくなる」、「同和地区を取り巻く状況は、これまでの膨大な事業実施により大きく変化した」、「差別解消に、特別対策は必ずしも有効であると言えない」、「同和地区・同和関係者を対象に限定した施策は、人口移動の激しい今日の状況では実務上困難」などの理由から「特別対策を終了して一般対策に移行する」との方針の周知・徹底を図っている。

ところが、泉南市は「部落差別が現存する限り、同和行政は積極的に実施しなければならない」とし、就労・教育など部落差別に起因するものでない「格差」をとらえて、事実上の同和施策の継続をはかっている。これら、部落問題の解決に逆行する施策は、ただちに中止すべきである。特定運

動団体への施設の無償貸与など論外である。

また、行政上の特別対策で、住居・居住環境の改善、生活の安定向上のための条件整備が図られた今、住宅家賃や保育料減免などの措置も廃止し、一般対策として可能な限りその水準の引き上げを進めるべきである。なお、いま問題になっている「同和更生資金貸付基金」の最終処理に向けては、市民に理解の得られる厳正・公平な対応をすべきことはいうまでもない。

よって、行政自らが主体性を確立し、不公平な同和行政の是正を図り、地方自治法第10条に基づき「住民は法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供を等しく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う」ことから、勇気と英断をもって同和対策を終了すべきである。

以上、決議する。

平成15年3月28日

泉南市議会

よろしくをお願いします。

議長（成田政彦君） ただいまの提出者の説明に対し、質疑等ありませんか。 質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これより議員提出議案第8号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可することに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」の声あり〕

議長（成田政彦君） ただいまの議長の宣告に対し御異議がありますので、本件については起立により採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（成田政彦君） 起立少数であります。よって議員提出議案第8号は、否決されました。

和気 豊君。

19番（和気 豊君） この際、動議を提出いたします。

イラク攻撃即時中止を求める決議についてを直ちに日程に追加し、議題とされんことを望みます。

（「賛成」の声あり）

議長（成田政彦君） ただいま和気 豊君からイラク攻撃即時中止を求める決議についてを日程に追加し、議題とされたいとの動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

よって、本動議を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」の声あり〕

議長（成田政彦君） 御異議がありますので、本件については起立により採決いたします。

お諮りいたします。本動議を日程に追加し、議題とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（成田政彦君） 起立少数であります。よってイラク攻撃即時中止を求める決議についての動議を日程に追加し、議題とすることについては、否決されました。

この際、来る3月31日付をもって退任されます本市助役であります上林郁夫君並びに教育長であります亀田章道君から退任に当たりあいさつのため発言を求めていますので、順次これを許可いたします。

まず初めに、助役 上林郁夫君。上林助役。

助役（上林郁夫君） ただいま議長より特別のお許しをいただきましたので、大変お疲れのところ恐縮ではございますが、一言ごあいさつを申し上げます。

昭和35年に当時の泉南町役場にお世話になり、43年間の長きにわたり議員の皆様方を初め、市民からいただきました温かい御厚情に対しまして、心より深く感謝を申し上げるところでございます。特に議会事務局の5年間、そしてまた助役2期8年間につきましては、非常によい経験をさせていただき、本当にありがとうございました。また、過日の助役選任について御同意いただきました中谷総務部長につきましても、私同様ひとつよろしくお願いを申し上げたいと思います。

これからは一市民として泉南市のさらなる発展と議員の皆様方の御健勝と御多幸を御祈念申し上げまして、大変簡単ではございますが、お礼を兼ねてのごあいさつとさせていただきます。本当に

どうもありがとうございました。

議長（成田政彦君） 次に、教育長 亀田章道君。
亀田教育長。

教育長（亀田章道君） 本会議席上におきまして私の退任のあいさつの機会をお与えいただきましたことにつきまして、議長初め議員の皆様方にまづもって厚くお礼を申し上げる次第でございます。

教育委員会教育長選任に同意をいただきましてから1期4年間にわたるわけでございますが、教育課題山積の中、この間、なすべきことをなすところなく退任いたしますことは、まことに心苦しく、申しわけない気持ちでいっぱいでございます。

この間、常に市議会の皆様方の温かい御指導をいただきまいました。私にとりましてこの4年間は、終生忘れ得ぬ思い出になるものと存じます。今日まで御指導いただきました皆様方に対して、改めて厚くお礼を申し上げる次第でございます。

皆様方とは本日をもちましてお別れいたしますが、今までの不行き届きをお許し賜り、今後とも相変わらずの御交誼を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、泉南市の教育振興と泉南市の今後ますますの発展と皆様方の御多幸と御健勝を祈念いたしまして、甚だ意を尽くしますが、退任のごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（成田政彦君） 今期にて退任されます上林郁夫助役、亀田章道教育長のお2人に対して、私から一言お礼の言葉を申し上げます。

上林助役におかれましては、平成7年4月に本市助役に就任され、今日まで8年間にわたりその職務に精励されてまいりました。この間、市長を補佐し、本市発展のために熱誠をそそがれたことは、皆さんも御存じのとおりであります。特に、議会との関係におかれましては、互いの主義主張の違いから時には激しい議論を交わすことはありました。しかし、それは願いは1つ、泉南市の発展と市民の幸せを願ってのことであり、上林助役の御苦勞、御功績に改めて敬意をあらわします。

また、亀田教育長におかれましても4年という短い期間でありましたが、深刻・複雑化する本市

教育問題の解決に深い識見のもと、御尽力されたことに厚くお礼申し上げます。

退任されます上林助役、亀田教育長、そしてこの機会に退職されます職員の皆さんには、今後とも本市の発展のため、折に触れて御指導、御協力をいただきますよう衷心よりお願いを申し上げます。本当にありがとうございました。

以上をもって本日の日程は全部終了し、今期定例会に付議された事件は、すべて議了いたしました。連日にわたり慎重なる御審議を賜りまして、まことにありがとうございました。

これをもちまして平成15年第1回泉南市議定例会を閉会いたします。御苦勞さまでした。

午後5時42分 閉会

（了）

署 名 議 員

大阪府泉南市議会議長 成 田 政 彦

大阪府泉南市議会議員 南 良 徳

大阪府泉南市議会議員 堀 口 武 視